

山口医学編集内規

第1条 この内規は、山口大学医学会会則(以下「会則」という。)第4条第2項の規定により、「山口医学」の刊行及び配布に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 会則第11条第1項第5号に規定する編集幹事は、次に掲げる者とする。

一 山口大学図書館医学部図書館副館長

二 基盤系・内科系・外科系・保健学専攻の教授又は准教授各1名任期は2年とする。

第3条 「山口医学」の編集を行うため、編集幹事により、山口医学編集委員会(以下「編集委員会」という。)を組織する。

2 編集委員会に委員長を置き、山口大学図書館医学部図書館副館長をもって充てる。

3 委員長は、編集委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

第4条 編集委員会は、論文査読に関して、統計の専門家を統計担当顧問として依頼する。

2 前項により依頼された統計担当顧問は、査読の回覧に加わり、適切な助言をするものとする。

3 編集委員でカバーできない分野の論文査読は、必要に応じて編集委員長が依頼した適任者がこれを行うこととする。

4 前項に規定する査読者については、当該年の「山口医学」最終号に編集協力者として掲載する。

5 依頼原稿の編集委員による査読。査読は1人が行う。

第5条 「山口医学」は、原則として年4回発行するものとする。

第6条 この内規に定めるもののほか、編集に関し必要な事項は、編集委員会が定める。

附則

この内規は、平成8年7月27日から施行する。

附則

この内規は、平成14年7月9日から施行する。

附則

この内規は、平成16年7月17日から施行する。

附則

この内規は、平成19年7月14日から施行する。

附則

この内規は、平成20年7月19日から施行する。

附則

この内規は、平成23年7月15日から施行する。